

(趣 旨)

第1条 社会福祉法人 健美会（以下「法人」という。）の理事、監事、評議員、外部委員及び理事長から委嘱された第三者委員（以下「役員」という。）が法人の主催する会議等（以下「会議」という。）に出席した場合の費用弁償については、他に特別の定めがある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(費用弁償)

第2条 役員が会議に出席した場合には、次項及び第3項の定めるところにより費用弁償を支給する。

2 費用弁償の対象となる会議の範囲及び支給対象者は次表のとおりとする。

会 議	支 給 対 象 者
理事会	理事、監事
評議員会	評議員、理事
監事監査	監事
評議員選任・解任委員会	監事、外部委員、理事
入所検討委員会	第三者委員

3 第1項の費用弁償の額は、出席1回につき10,000円とする。

(役員報酬)

第3条 役員の報酬は、必要の都度、予算の範囲内において評議員会によって定める。

(実施規定)

第4条 この規程に規定するもののほか、実施にあつたての細部についての必要な事項は、法人理事会が定める。

附則

この規程は、平成23年6月1日から施行する。

この規程は、平成24年3月1日から施行する。(平成24年3月17日改正)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。(平成25年3月30日改正)

この規程は、平成25年6月1日から施行する。(平成25年5月25日改正)

この規程は、平成29年3月1日から施行する。(平成29年2月13日改正)